

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 『現況届』を忘れずに

■問い合わせ

福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方が、8月以降も継続して受給するには、『現況届』の手続きが必要です。該当する方には郵送で通知します。手続きが遅れると次回の受給が遅れることがありますので、ご注意ください。

なお、手続きはどちらも福祉課社会福祉係です。

■受付期間

・児童扶養手当

8月1日(水)～8月23日(木)

・特別児童扶養手当

8月20日(月)～8月30日(木)

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、受給資格があっても手続きをしないと支給されません。詳しくは、福祉課社会福祉係にお尋ねください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の健全な成長を願い、児童が育成されている家庭の安定と自立の促進のために支給される手当です。

特別児童扶養手当

精神や身体に障害を有する（日常生活で、介護・支援を必要とする疾病・傷病をもつ）20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

参加者募集！

親と子のふれあいバス旅行

多久市母子寡婦福祉連合会と多久ライオンズクラブでは、親子でゆっくりとしたふれあいの一日を過ごしてもらおうと、バス旅行を計画しています。

楽しい思い出づくりに、参加してみませんか。

■期 日 8月26日(日) 8時30分～17時(予定)

■行き先 西海パールシーリゾート(佐世保市)
(九十九島クルージングなど)

■参加対象者

ひとり親家庭の子ども(中学生まで)とその保護者

■参加費 無料

■持ってくる物 水筒、タオルなど

■申込期限 8月10日(金)

■問い合わせ・申し込み

福祉課 社会福祉係 ☎75-6118



ひとり親家庭等医療費受給資格証

更新手続きのお知らせ

■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの方の有効期限は、平成24年8月31日(金)までです。9月以降も助成を受けるには、更新手続きが必要です。

■受付期間 8月1日(水)～8月23日(木)

該当する方には郵送で通知していますので、福祉課社会福祉係で忘れずに手続きをお願いします。

借金問題

過払い請求

広告

○サラ金からの借金を完済された方、時効前(10年)であれば、過払い請求が可能です。
○過払いの請求の場合、着手金不要(解決後、報酬金のみ)裁判までします。(印紙代等の実費は負担)

借金の相談は無料で随時受け付けます。民事・刑事の身の回りの問題もご相談ください。

営業時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00 日曜・祝日休

高崎繁行法律事務所

弁護士 高崎繁行(佐賀県弁護士会所属)
唐津市千代田町2109-17 くりはらビル1F

TEL 0955-70-0315

